社会福祉法人 祥穂会　役員等報酬規程

（役員等に対する報酬等の支給の基準）

（目　的）

第１条　　この規程は、社会福祉法人 祥穂会（以下、「当法人」という）定款第九条及び第二十三条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

（理事長及び副理事長の報酬等の支給）

第２条　　理事長及び副理事長について、専任の者には報酬・賞与及び退職手当を支給し、兼任の者には報酬を支給する。

２　　専任の理事長及び副理事長に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（理事長及び副理事長の報酬等の算定方法）

第３条　　理事長及び副理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）　報酬については、別表１に定める額

（２）　賞与については、別表２に定める額

（３）　退職手当については、別表３に定める算式により算出される額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第４条　　理事長、副理事長を除く、非常勤役員等については、勤務実態に応じて報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

２　　非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）　報酬については、別表４に定める額

（２）　非常勤役員等が職務のため出張をしたとき、又は、評議員総会および理事会並びに監事監査（以下、「役員等会議」とする）に出席したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第５条　　当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表５の定めによるものとする。

（報酬等の支給）

第６条　　役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（１）　報酬並びに賞与の支給時期については、給与規程第４条及び第３３条に準じた日とする。

（２）　退職手当については、任期満了、辞任又は死亡により退職した後３ヶ月以内に支給する。

２　　非常勤役員等に対する報酬の支給時期は、法人及び施設業務を行った日に基づき、給与規程第４条に準じた日とする。

３　　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の計算）

第７条　　新たに役員等に就任した者で月額報酬が発生する場合には、その翌月から報酬を支給する。

２　　役員等が退任し、又は解任された場合は、当月までの報酬を支給する。

（公　表）

第８条　　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第３項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改　廃）

第９条　　この規程の改廃は、評議員総会の承認を受けて行う。尚、この規程の改廃等変更がない場合であっても、２年に一度は評議員総会にてその承認を受けることとする。

（補　則）

第１０条　　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。尚、この規程の改廃等変更について、２年に一度は理事会にてその内容を審議することとする。

附　　則　　この規程は、平成１７年３月２４日より施行する。
附　　則　　この規程は、平成２９年６月　１　日　全面改訂。
附　　則　　この規程は、令和　２　年６月　１　日より施行する。
附　　則　　この規程は、令和　７　年４月　１　日より施行する。

別表１（理事長及び副理事長の報酬）

役職名	専任の報酬額	兼任の報酬額
理事長	月額　３２０，０００円	月額　６０，０００円
副理事長	月額　２４０，０００円	月額　４５，０００円

別表２（理事長及び副理事長の賞与）

時期	専任の報酬額	兼任の報酬額
７月の賞与	報酬月額×１．５ヶ月分	―
１２月の賞与	報酬月額×２．０ヶ月分	―

別表３（専任の理事長及び副理事長の退職手当算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は、勤続月数が１ヶ月に満たない場合は１ヶ月に切り上げ、年単位で小数点１位未満を切り捨てたものを在任年数とする。

※係数は理事長の場合「３」、それ以外を「２」とする。

※専任の理事長及び副理事長の退職手当の支給は、当法人職員を兼務した期間を除き、在任期間が４年を超える者に対してのみ支給する。

別表４（非常勤役員等の報酬）

区分	報酬の対象業務範囲	報酬の額
評議員	理事長の命による法人及び施設の運営に関する業務	日額５，０００円
業務執行理事		日額５，０００円
理事		日額５，０００円
監事		日額５，０００円

別表５（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、常勤職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	報酬の額
理事長	月額　８０，０００円
副理事長	月額　６０，０００円
業務執行理事	月額　３０，０００円
理事	月額　１０，０００円